［令和５年度］

山形歯科専門学校「修学支援制度」について

１．目的

次に記す２つの制度を継続的に推進することにより、前途有為な歯科衛生士を数多く育成し、主に山形県内を中心として、地域歯科医療の充実と発展に寄与することを目的とします。

［特待生制度］

成績優秀者で、人物や行動等が他の模範となる学生を「特待生」と認定し、納付金免除の特典を供与することにより、さらに学業を奨励し、学生生活の充実を扶けます。

［奨学生制度］

家庭の経済状況等により修学継続が困難な学生を「奨学生」と認定し、奨学金を給付し経済支援を行います。なお、一定の条件下での選抜となります。

２　対象者

平成３０年度より運用を開始しました。来年度入学生、並びに現在在籍の１・２学年生を対象とします。

３　制度の概要

（１）特待生制度

①＜入学生＞について（高等学校長推薦合格者対象）

特待生Ａ（総合成績最優秀者）１名　「入学金３０万円」全額免除
同　Ｂ（　同　優秀者）４名　「　同　」半額免除

※　選抜方法

本校「推薦入学試験」（１０月実施）の成績に加え、希望者による**「特待生選抜試験」**（合格者に案内文書配付）の成績を総合し、選抜します。

②＜在学生＞について（第２・３学年生対象）

特待生Ａ（総合成績最優秀者）１名　「授業料２０万円」免除
同　Ｂ（　同　優秀者）５～６名　「　同　１０万円」免除

※　選抜方法

前年度の学習総合成績並びに学校生活全般に係る評価を総合し、選抜します。
☆なお、状況に応じて「奨励生」制度を設けることもあります。

（２）奨学生制度

①　対象

第１・２・３学年の全在学生を対象とします。

②　採用人数と給付額

最大１０名の学生に、奨学金年額１８万円を給付します。

③　申請

年度毎の申請により採否の決定を行います。また、次年度以降の再申請を可とします。なお、申請時期は５月下旬頃を予定しています。

④　認定基準

ア　家計状況

前年度の世帯収入が本校が定める基準額以下とします。「基準額一覧」は令和５年４月下旬頃に提示する予定です。

イ　成績状況

・第１学年の学生は最終出身校の成績証明書を審査資料とします。
・第２学年以降の学生は前年度の学年総合成績が下記の通りとします。
　ⅰ　前年度までに修得すべき単位を、全て修得していること。
　ⅱ　総合成績が学年の中位以上であること。

ウ 就業要件

卒業後すぐに山形県歯科医師会会員の歯科医療機関で、歯科衛生士として３年間以上勤務することを確約できる方を対象とします。

◎ 奨学生制度の詳細は、奨学生申請説明会（令和５年４月下旬頃開催予定）でご連絡します。

☆　なお、２つの制度は併用できませんのでご了承ください。（校外の経済支援諸制度への登録は支障ありません。）別紙「本校修学支援制度Q&A」をご参照下さい。

☆　ご不明な点等がございましたら、「同 Q&A」記載の本校担当者までお問い合わせ下さい。

令和５年度　山形歯科専門学校「修学支援制度」

Ｑ＆Ａ

１　入学生の「特待生制度」について、選抜結果はいつ分かるのですか。

入学前の１２月下旬までに選定し、ご家庭へご連絡の後、本人と保護者にご来校いただき、本人に対して採用通知書を手交し、受諾書をご提出いただくことで決定といたします。

また、その際に、すでに納入済の入学金の返還に関するご説明をいたします。返還は４月末までに行います。

２　在学生の「特待生制度」について、選抜結果はいつ分かるのですか。

新年度４月末までに選定し、ご家庭にご連絡の後、保護者（第１保証人）にご来校いただき、本人に対して採用通知書を手交し、受諾書をご提出いただくことで決定といたします。

授業料減免の対応は、後期分納付の際に行います。

３「奨学生制度」の申請と採用の時期はいつ頃になりますか。

申請は新年度開始後の５月下旬を予定しています。４月中をめどに説明会を開催し、内容や申請方法等をお知らせします。

また、採用内定は６月末までに行います。その後、保護者（第１保証人）にご来校いただき、同席のもとで本人に対して採用通知書を手交した上で、保証人連署の奨学生同意書をご提出いただくことで決定といたします。

なお、奨学金の給付は７月末までに行います。

４　「奨学生制度」申請における第１学年生の成績基準について、詳しく教えてください。

高等学校出身者については、提出した同校成績証明書記載の各教科・科目の評定平均値が３．０以上とします。

高等教育機関（大学・短大・専門学校）出身者については、提出した同校成績証明書の記載内容により審査しますが、制限基準は特に設けません。

5　「奨学生制度」申請における家計基準について、詳しく教えてください。

申請前の「奨学生」申請説明会等で詳細を提示しますが、全国に広く行われている奨学金制度の基準内容等を参考とする予定です。

6　次の年度「奨学生制度」に再申請する場合は、どのような手続きになるのでしょうか。

手続きに必要な申請書や証明書は、年度毎に全て提出をいただき、それらをもとに改めて審査を行います。

7　「特待生制度」と「奨学生制度」は併用できないということですが、例えば、前年度で「奨学生」として採用された者が、当年度に「特待生」B（授業料１０万円免除）に選抜されたけれども、再度「奨学生制度」（年額１８万円給付）に申請したいという意志がある場合はどのように対応すればよいですか。

「特待生」選抜の内定者に対する連絡は４月末までに行われますが、その学生が「奨学生」の採用を希望する場合は、所定の手続き方法に従ってそのまま「奨学生制度」への申請を行ってください。

「奨学生」選考の結果、採用の場合は「奨学生」の内定者となり、不採用の場合は「特待生」内定者のままとなります。

8　何らかの事情で在学中における奨学生資格が取消になった場合、すでに給付された奨学金の取り扱いはどうなるのですか。

中途退学した場合以外には、返還の必要はありません。なお、返還は当該年度の奨学金が対象となります。

対応の詳細については、個別に慎重審議をいたします。

☆　他にご質問等がある場合は、下記宛て直接お問い合わせ下さい。

山形歯科専門学校
担当　事務長　鈴木　淳　・　教務主任　結城　泉
TEL 023-624-8935　　FAX 023-624-8934